

社会福祉法人筑西市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成17年4月1日
筑西社協規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑西市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第18条に規定する理事及び監事（以下「役員」という。）並びに定款第6条に規定する評議員並びに定款第33条に規定する部会及び委員会（以下「委員会」という。）の構成員の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 次の役員に報酬を支給する。

- (1) 常務理事の報酬は、月額20,000円とする。
- 2 報酬の支給日については、本会職員の例による。
- 3 報酬は、就任の月から任期満了、辞職等によりその職を離れた当月分まで支給する。

(費用弁償)

第3条 役員会、評議員会、各種委員会等の構成員が、役員会、評議員会、各種委員会等に出席したときは、費用弁償として1日につき3,000円を支給する。但し、常務理事及び関係行政機関の職員については支給しない。

- 2 役員及び評議員が職務のために旅行したときは、本会旅費規程の例により、費用弁償として旅費を支給する。この場合、前項に規定する費用弁償は支給しない。

(委任)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月8日より施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。